



福島医発第2643号（地）

平成28年12月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給に係る対応について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成28年9月20日付け福島医発第1772号（地）「麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給に係る対応について」にて、定期接種対象者に対する接種機会の確保及び定期接種の確実な実施や、医療機関等が乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）の予約・注文を行う場合は、必要な本数に限り行うこと等について協力をお願いしたところです。

今般、県内一部の市町村等から福岡県に対し、MRワクチンの供給状況についての問い合わせ等がなされていることから、別添のとおり福岡県保健医療介護部より、定期接種対象者に対する定期接種の確実な実施のため、引き続き会員医療機関においてMRワクチンの予約・注文を行う場合は、必要な本数に限り行っていただくよう周知及び協力の要請がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

---

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 田中泰之  
会長 白石恒明

28保衛第2738号

平成28年12月6日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(保健衛生課感染症係)

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給に係る対応について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成28年9月16日付28保衛第1955号「麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給に係る対応について」により、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に基づく定期接種対象者に対する接種機会の確保及び定期接種の確実な実施のため、取り組んでいただいているところです。

今般、県内の一部の市町村等から、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）の供給状況についての問い合わせ等がなされており、定期予防接種対象者に対する定期接種の確実な実施のため、引き続きMRワクチンの適正供給に努めていく必要があります。

つきましては、貴会会員に対し、MRワクチンの予約・注文を行う場合にあっては、必要な本数に限り行うよう周知をお願いいたします。

【担当】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部保健衛生課感染症係 林田

TEL : 092-643-3268 FAX : 092-643-3282

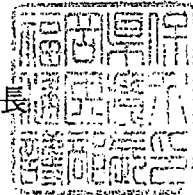
E-mail : hayashida-h4778@pref.fukuoka.lg.jp

28保衛第1955号

平成28年9月16日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(保健衛生課感染症係)



麻疹の広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻疹風疹混合ワクチンの  
供給に係る対応について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り  
厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省健康局長から別添のとおり事務連絡がありま  
したのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し、乾燥弱毒生麻疹風疹混合ワクチンの予約・  
注文を行う場合にあっては、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に  
基づく定期接種対象者に対する接種機会の確保及び定期接種の確実な実施も踏ま  
え、必要な本数に限り行うよう周知及び協力の要請をお願いします

【担当】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部保健衛生課感染症係 林田

TEL: 092-643-3268 FAX: 092-643-3282

E-mail: hayashida-h4778@pref.fukuoka.lg.jp

事務連絡

平成 28 年 9 月 9 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課  
厚生労働省健康局結核感染症課

麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん  
混合ワクチンの供給に係る対応について

今般、麻しん患者の届出数が増加していることについては、「麻しんの広域的発生について（情報提供）」（平成 28 年 8 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において情報提供したところですが、このことに伴い、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）の任意接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項による予防接種（以下「定期接種」という。）以外の予防接種をいう。以下同じ。）に基づく使用量が増大することも予想されます。

現時点において、定期接種に使用する MR ワクチンについて全国的な不足は生じない見込みですが、一部の地域や医療機関において、MR ワクチンの偏在等が懸念されます。

については、MR ワクチンの安定供給のため、下記のとおり取り組むこととしますので、定期接種の実施主体である市区町村、医療機関等及び関係者に対し、周知及び協力の要請をしていただくとともに、都道府県においては、必要な対応を行っていただくようお願いします。

あわせて、各関係者には別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に基づく定期接種対象者に対し、接種の機会が確保できるよう配慮するとともに、引き続き、定期接種の確実な実施に努めること。
2. 医療機関等が MR ワクチンの予約・注文を行う場合にあっては、上記 1



も踏まえ、必要な本数に限り行うこと。

3. 卸売販売業者は、上記1も踏まえて必要量の供給を随時行い、MRワクチンの偏在が起らないよう配慮すること。
4. 貴管内において、定期接種に必要なMRワクチンの供給に地域的な偏在等が発生していると認められる場合には、各都道府県は、地域間の調整を行うこと。その上でなお、定期接種に必要なMRワクチンについて貴管内における供給不足が明らかになった場合は、各都道府県は、厚生労働省健康局健康課予防接種室（以下「予防接種室」という。）に対しその状況を報告すること。
5. 貴管内において現に麻しん患者が発生した場合であって、当該事案を踏まえ、貴管内住民に対して任意接種を呼びかける場合にあっては、各都道府県は、事前に、予防接種室に対し、必要量等について個別に相談すること。



事務連絡  
平成 28 年 9 月 9 日

一般社団法人 日本医薬品卸売連合会 御中

厚生労働省健康局健康課  
厚生労働省健康局結核感染症課

麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん  
混合ワクチンの供給に係る対応について

今般、麻しん患者の届出数が増加していることについては、「麻しんの広域的発生について（情報提供）」（平成 28 年 8 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において情報提供したところですが、このことに伴い、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）の任意接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項による予防接種（以下「定期接種」という。）以外の予防接種をいう。以下同じ。）に基づく使用量が増大することも予想されます。

現時点において、定期接種に使用する MR ワクチンについて全国的な不足は生じない見込みですが、一部の地域や医療機関において、MR ワクチンの偏在等が懸念されます。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。

つきましては、上記について御了知いただくとともに、下記の取り組みについて、貴会会員に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いします。

記

1. 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に基づく定期接種対象者に対し、接種の機会が確保できるよう配慮するとともに、引き続き、定期接種の確実な実施に努めること。
2. 卸売販売業者は、上記 1 も踏まえて必要量の供給を随時行い、MR ワクチンの偏在が起らないよう配慮すること。



事務連絡  
平成 28 年 9 月 9 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課  
厚生労働省健康局結核感染症課

麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん  
混合ワクチンの供給に係る対応について

今般、麻しん患者の届出数が増加していることについては、「麻しんの広域的発生について（情報提供）」（平成 28 年 8 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において情報提供したところですが、このことに伴い、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）の任意接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項による予防接種（以下「定期接種」という。）以外の予防接種をいう。以下同じ。）に基づく使用量が増大することも予想されます。

現時点において、定期接種に使用する MR ワクチンについて全国的な不足は生じない見込みですが、一部の地域や医療機関において、MR ワクチンの偏在等が懸念されます。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。

つきましては、上記について御了知いただくとともに、下記の取り組みについて、貴会会員に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いします。

記

1. 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に基づく定期接種対象者に対し、接種の機会が確保できるよう配慮するとともに、引き続き、定期接種の確実な実施に努めること。
2. 医療機関等が MR ワクチンの予約・注文を行う場合にあっては、上記 1 も踏まえ、必要な本数に限り行うこと。



事務連絡  
平成 28 年 9 月 9 日

一般社団法人 日本ワクチン産業協会 御中

厚生労働省健康局健康課  
厚生労働省健康局結核感染症課

麻しんの広域的発生に伴う乾燥弱毒生麻しん風しん  
混合ワクチンの供給に係る対応について

今般、麻しん患者の届出数が増加していることについては、「麻しんの広域的発生について（情報提供）」（平成 28 年 8 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において情報提供したところですが、このことに伴い、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）の任意接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項による予防接種（以下「定期接種」という。）以外の予防接種をいう。以下同じ。）に基づく使用量が増大することも予想されます。

現時点において、定期接種に使用する MR ワクチンについて全国的な不足は生じない見込みですが、一部の地域や医療機関において、MR ワクチンの偏在等が懸念されます。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。

つきましては、上記について御了知いただくとともに、下記の取り組みについて、貴会会員に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いします。

記

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に基づく定期接種対象者に対し、接種の機会が確保できるよう配慮するとともに、引き続き、定期接種の確実な実施に努めること。